

三重県新型コロナウイルス感染症等対策行動計画の改定に向けて

令和2年6月5日

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部

1

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新型コロナウイルス感染症等対策行動計画の改定について

(背景)

- 令和2年3月13日、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（特措法）の改正案が成立・公布され、翌3月14日から、新型コロナウイルス感染症（2月1日から指定感染症に指定）が特措法の対象となった。
- 特措法（第7条）では、新型コロナウイルス感染症等の発生に備えて、政府行動計画・都道府県行動計画等（以下、行動計画）を作成するものとされている。
- 行動計画は、新型コロナウイルス感染症等（新型コロナウイルス感染症・新感染症）を対象としているが、新型コロナウイルス感染症の発生を想定して作成されているため、行動計画の記載内容と今回の対応については、異なる点も多々見られた。

(三重県の方針)

- 令和2年1月に発生した、新型コロナウイルス感染症の初動対応を踏まえ、三重県新型コロナウイルス感染症等対策行動計画（以下、県行動計画）の見直しを行い、今後の新型コロナウイルス感染症等の発生に備え、普遍的事項について改定するとともに、新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、新型コロナウイルス感染症対応指針（仮称）を策定する。
- 新型コロナウイルス感染症が終息し、国において、特措法や政府行動計画等の改正が行われれば、国の方針に基づき、再度、県行動計画を改定する。

(県行動計画改定に向けて)

改定できる点

- 実施体制（物資調達グループ、クラスター対策グループが必要など実際の対応を通じて改定すべき点）の見直し
- 特措法に基づく緊急事態措置の実施を通じた見直し

行動計画本体の改定が難しい点

- 行動計画の骨格となる発生段階（未発生期・海外発生期・国内感染期・小康期）ごとの対策とは異なる対応が行われた
 - ⇒ 既存の行動計画の発生段階に新型コロナウイルス感染症第2波へ向けた対応を落とし込めない
新型コロナウイルス感染症への対応に特化すると、別の新興感染症発生時に使えない計画となる

2

三重県新型コロナウイルス等対策行動計画の目次と改定方針（案）

I. はじめに

1. 新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定
2. 取組の経緯
3. 県行動計画の作成

II. 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略
2. 新型コロナウイルス等対策の基本的考え方
3. 新型コロナウイルス等対策実施上の留意点
4. 新型コロナウイルス等発生時の被害想定等
5. 対策推進のための役割分担
6. 県行動計画の主要6項目
 - (1) 実施体制
 - (2) サーベイランス・情報収集
 - (3) 情報提供・共有
 - (4) 予防・まん延防止
 - (5) 医療
 - (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保
7. 発生段階

今般の対応を踏まえ、普遍的な事項について改定

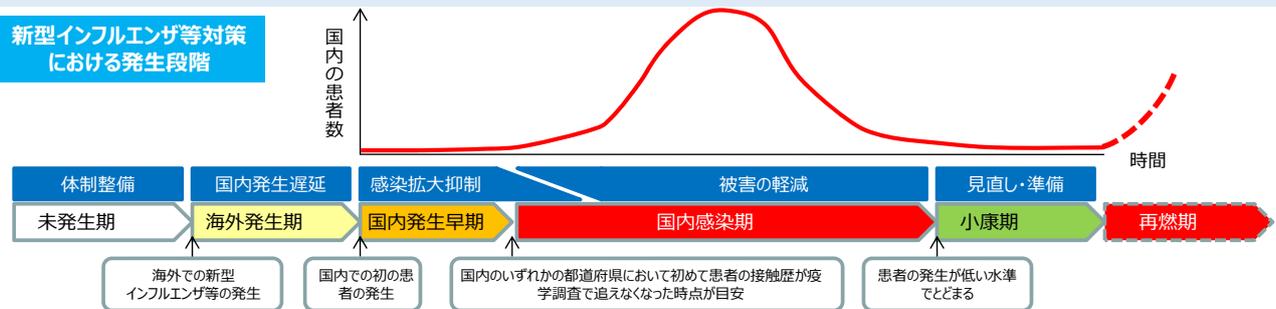
III. 各段階における対策

1. 未発生期
 - (1) 実施体制
 - (2) サーベイランス・情報収集
 - (3) 情報提供・共有
 - (4) 予防・まん延防止
 - (5) 医療
 - (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保
2. 県内未発生期（国：海外発生期～国内感染期）
 - (1) 実施体制
 - (2) サーベイランス・情報収集
 - (3) 情報提供・共有
 - (4) 予防・まん延防止
 - (5) 医療
 - (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保
3. 県内発生早期（国：国内発生早期～国内感染期）
 - (1) 実施体制
 - (2) サーベイランス・情報収集
 - (3) 情報提供・共有
 - (4) 予防・まん延防止
 - (5) 医療
 - (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保
4. 県内感染期（国：国内感染期）
 - (1) 実施体制
 - (2) サーベイランス・情報収集
 - (3) 情報提供・共有
 - (4) 予防・まん延防止
 - (5) 医療
 - (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保
5. 小康期
 - (1) 実施体制
 - (2) サーベイランス・情報収集
 - (3) 情報提供・共有
 - (4) 予防・まん延防止
 - (5) 医療
 - (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

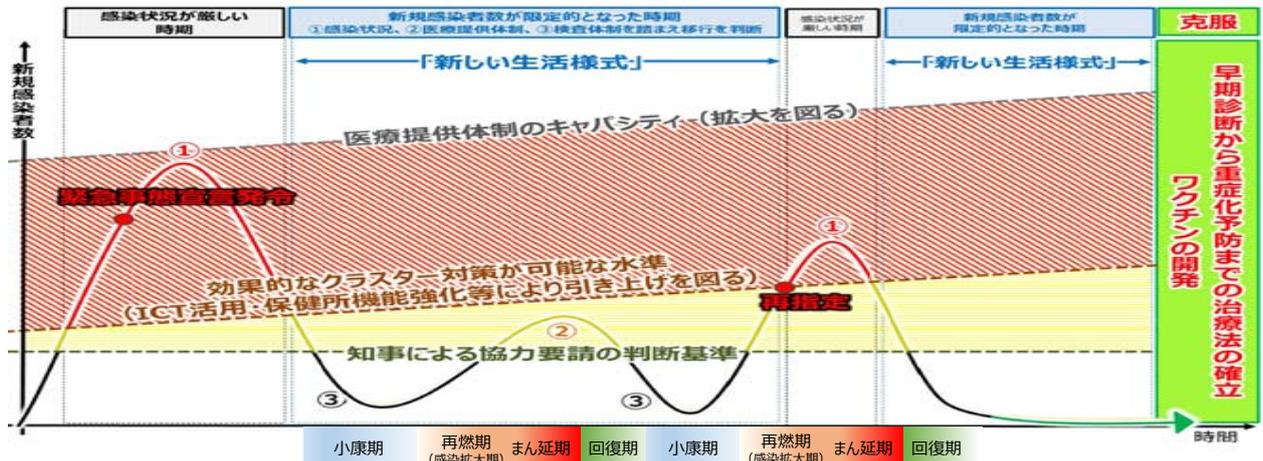
各段階における対策については、行動計画としては改定せず、
新型コロナウイルス感染症（第2波に向けた）対応については
別途、指針を作成する

新型コロナウイルス等対策・新型コロナウイルス感染症対策における発生段階

新型コロナウイルス等対策における発生段階



新型コロナウイルス対応における発生段階



新型コロナウイルス感染症第2波に備えた指針においては、
「小康期」「再燃期（感染拡大期）」「まん延期」「回復期」に分けて計画を作成してはどうか？